

## 南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成27年8月25日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 志賀 稔宗

### 記

- 1 監査の種類 定期監査（7月実施分）
- 2 監査の対象 鹿島区地域振興課、鹿島区市民福祉課、鹿島区産業建設課
- 3 監査の範囲 平成26年4月から平成27年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査  
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成27年7月13日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められたが、次のとおり一部に指摘事項が見受けられた。  
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

## 《指摘事項》

### 1. 収納した現金の金融機関への払込み遅延及び証拠書類紛失について

現金収納（農地等証明書発行手数料）について、一定期間まとめて調定し金融機関に払込みしている事例が見受けられた。財務規則第 35 条の規定では、「出納機関は、現金又は証券を受領したときは、別段の定めがある場合を除くほか、その日のうちに現金等払込書に当該現金又は証券を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない」とある。現金を長く手元に置くことは、大きな事故にもつながりかねない。現金収納のあった場合には速やかに処理をするよう求める。

また、現金払込みに係る領収書が紛失している事例も見受けられた。証拠書類の整理保管については、財務規則第 2 4 1 条で規定されており、適切な整理保管をされたい。

（鹿島区産業建設課）